



消防団員募集



別海消防団では、団員を募集しています。当団は地域の安全と安心を守っているほか、女性団員は火災予防啓発活動をしています。

入団要件

- 1 居住地又は勤務地が別海町内であること
- 2 年齢が18歳以上であること

処遇

団員報酬及び費用弁償、公務災害補償、退職報償金、被服貸与 など



吉田寿美子
女性消防団員部長
(団本部)



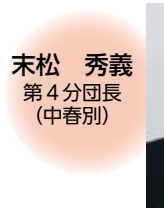
河嶋 憲一
第1分団長
(別海)



中村 清一
第2分団長
(本別海)



尾形 義弘
第3分団長
(尾岱沼)



末松 秀義
第4分団長
(中春別)



坂脇 堅一
第5分団長
(上春別)



杉本 賢一
第6分団長
(西春別)



青木 啓安
第7分団長
(西春別駅前)



	団本部	女性 消防団員	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	第7分団
定数	4	10	51	35	42	37	26	30	45
実数	4	10	46	34	39	34	26	30	40

問合せ／別海消防署管理課 TEL75-0230

危険物取扱者保安講習の開催

消防法第13条の23の規定による危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者の保安に関する講習が、次のとおり実施されます。

1 受講対象者

- (1)危険物取扱者のうち、現在、危険物の取扱作業に従事している方で、平成26年3月31日以前に受講された方。
- (2)新たに危険物の取扱作業に従事することになった方は、従事することになった日から1年以内に受講しなければなりません。
- (3)(2)に該当する方で、従事することとなった日の過去2年以内に免状の交付又は講習を受けている場合は、その免状交付日又はその講習日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。

注1 保安講習受講義務のある方が受講しなかった場合は、消防法第13条の2の規定により免状の返納を命ぜられることがありますので、上記に該当する方は必ず受講してください。

注2 危険物の取扱作業に従事していない危険物取扱者は、受講する義務はありません。

2 講習日時、受講対象者

7月28日(木) 午前9時30分から午後0時30分 給油取扱所以外の施設の危険物取扱者が対象
午後1時30分から4時30分 給油取扱所の危険物取扱者が対象

3 講習場所

標津郡中標津町丸山2丁目22番地 中標津消防署 講堂

4 受講申込について

- (1)申込締切 7月18日(月)まで
- (2)申込書 消防本部又は最寄の消防署にて配布しています。

問合せ／別海消防署予防課 TEL75-2200

いきいき元気あっぴ 健康体操教室日程

9:45~受付 10:00~11:30体操教室

	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
6月	9日(木)	14日(火)	21日(火)
7月	14日(木)	12日(火)	19日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

地域包括支援センターから

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として、月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開いています。

認知症予防にもつながる「脳活性化を意識した運動」も行います。

参加
対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
 - ②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)。
 - ③介護認定を受けていない方。
- ※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。

参加費
無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です
■申込み・問合せ/TEL79-5500 (直通) 役場1階福祉部内

福祉課から

認定こども園 別海保育園 中途入園児募集

別海保育園では、中途入園児を募集します。入園を希望される方は、申込み手続きを行ってください。

なお、本募集は7月1日(金)から9月1日(木)までに入園できる0歳児(平成27年4月2日以降に生まれた生後6ヶ月以上の児童)のみです。その他のクラスについては、募集の予定はありません。ただし、保護者等の状況により緊急的に受け入れる場合もあります。

1 入園対象児童など

入園対象児童	提出書類
<p>保護者等が、仕事や疾病、出産の前後やその他「保育を必要とする事由」により、昼間家庭での保育を受けることが出来ない児童で、平成27年4月2日以降に生まれた生後6ヶ月以上の児童。</p> <p>ただし、平成28年7月1日から9月1日時点で入園できる基準を満たしている場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●支給認定申請書兼入園申込書 ●保育を必要とする事由を証明する書類(児童の両親と18歳以上65歳未満の同居者全員分) ●その他、必要に応じ町長が定める証明書(該当者のみ)

※園の運営内容、入園基準等の詳細は町ホームページをご覧ください。下記へお問合せください。

2 募集人数 若干名

3 受付期間 6月8日(水)から17日(金)まで

4 申込書類交付場所及び提出場所 下記担当又は別海保育園

問合せ/こども・子育て担当 (内線1313・1331・1314) 別海保育園 TEL75-2726

献血のお知らせ

第1回献血を実施します

ご協力をお願いします。

移動献血車「ひまわり号」巡回日程

実施日	実施場所	受付時間
6月9日(木)	陸上自衛隊別海駐屯地	午前9時から正午
	J A道東あさひ西春別支所	午後1時30分から4時30分
6月10日(金)	別海町役場	午前9時から11時45分
		午後1時から4時

※陸上自衛隊別海駐屯地での献血は、自衛隊員のみを対象としています。



問合せ/日本赤十字社別海町分区 (社会福祉協議会内) TEL 75-2148



敬老優待無料バス券、障がい者無料バス券、福祉ハイヤー利用券申請のお知らせ

6月1日(水)から本年度のバス、ハイヤー券の利用申請の受付を開始します。

1 別海町敬老優待無料バス乗車券

対象者 満70歳以上の高齢者

ただし、所得制限があります。

2 別海町障がい者無料バス利用券

対象者

- ①身体、療育又は精神障害者手帳の所持者
- ②第1種の身体障害者手帳又は療育手帳Aの介護者
- ③12歳未満の障がい児の介護者
- ④6歳未満の障がい児については、介護者のみ

ただし、所得制限があります。

3 別海町福祉ハイヤー利用券

対象者

世帯全員が非課税かつ車を所有していない方で、下記のいずれかに当てはまる方

- ①満70歳以上の高齢者
- ②1級から3級の身体障害者手帳所持者
- ③療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者

4 バス券・ハイヤー券の利用金額

各券共通 1人年間12,000円

※8月以降の申請から月割り交付となります。

5 申請先 下記担当、各支所又は各連絡事務所

印鑑を必ずお持ちください。

問合せ/社会・障がい福祉担当 (内線1312)

児童手当の「現況届」は忘れずに

児童手当を受給している方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。

この届出は前年の所得及び6月1日現在の状況を確認し、6月以降引き続き手当を受けられるかどうかを審査するためのものです。提出されなければ6月以降の手当を受けられなくなりますので、必ず期日までに手続きしてください。

現況届は6月上旬に児童手当受給中の方へ郵送します。

ただし、5月に第一子が生まれた方、5月に別海町へ転入した方など5月以降に本町で認定請求した場合は、今年度は届出を省略できるため郵送はありません。

■提出書類 郵送される書類でご確認ください。

■提出期限 6月30日(木)

■提出場所 下記担当、各支所又は各連絡事務所

問合せ/こども・子育て担当 (内線1313・1314)

子育て支援事業が始まります

認定こども園などでは、地域保護者の交流、育児相談等を目的に園を開放し、地域に根ざした「子育て支援事業」を始めます。

本事業は、地域の特色に応じ様々な事業を予定しており、施設ごとに開催します。詳細は地域配付のチラシをご覧ください。各施設までお問合せください。

なお、事前に申込みが必要な場合があります。

■主な事業内容

- 未就園児親子交流
- 手遊びやリズム遊び
- 絵本の読み聞かせや紙芝居
- 園庭開放
- 子育て相談
- 伝承遊び等の異世代地域交流事業 など

■問合せ

- 別海保育園 TEL 75-2726
 - 上西春別保育園 TEL 77-2040
 - 中春別へき地保育園 TEL 76-2030
 - 上春別へき地保育園 TEL 75-6328
- 問合せ/子ども・子育て担当 (内線1331)



ファミリー・サポート・センター会員募集

町では、4月から新たな子育て支援施策として「ファミリー・サポート・センター事業」を開始しています。ファミリー・サポート・センターとは、子育てのお手伝いをして欲しい方（利用会員）と子育てのお手伝いができる方（協力会員）が会員登録し、子育てをサポートする組織です。5月末現在で11名の方が援助活動可能な協力（両方）会員として登録しています。

会員要件

利用会員

- 町内在住または町内に通勤している方
- 生後3カ月以上の児童を育児している方
- ※ 仕事をしていない方も会員登録することができません。

協力会員

- 健康で積極的に活動できる20歳以上の方
 - ※ 協力会員は、会員登録後、子育てに関する知識を学ぶ講習会への参加が必要です。
- 本年度の講習会の日程や内容の詳細については、登録後にお知らせします。

両方会員

- 利用会員と協力会員を兼ねる方

申込方法

印鑑、申請者の顔写真（縦4cm×横3cm）を準備し、下記担当又は各支所までお越しください。

活動の内容

- 認定こども園、へき地保育園、学校等（以下「保育施設等」という。）の開始時間前又は終了時間後に子どもを預かること
- 保育施設等の送迎を行うこと
- 買い物、通院等保護者の都合により一時的に子どもを預かること
- その他会員の育児のために必要な援助を行うこと

30分の利用料

平日	午前7時から午後7時	350円
	上記以外の時間	400円
土曜、日曜、祝日、12月29日から翌年1月3日	時間帯に関わらず	500円

※ 時間の基準を1時間当たりから30分当たり単価に変更しました。

問合せ／こども・子育て担当（内線1313）

町民課から

別海町ごみの減量化大作戦! その19



今月の目標

5月1日からごみ・資源の分別区分が12分別から17分別に変更となりました。既に、全戸配布している新しい「ごみ出しルール」を改めてご確認のうえ、分別をお願いします。

リサイクル率30%を達成するため、わかりやすい今月の目標を立てましたので、ご家庭での分別徹底のご協力をお願いします。

目標その1

生ごみは水切りを徹底してください。ひと搾りするだけでごみの重さが減ります。

目標その2

野菜や果物は水洗いする前に切って、野菜くずや果物くずの水分が増えないように処理してください。

目標その3

お菓子やタバコ、洗剤の空き箱等、紙製の箱は、「紙製容器包装・雑がみ」として、資源の日にごみステーションに出してください。「もえるごみ」の赤い袋には入れないでください。

目標その4

不要になった学校のプリント等は、「紙製容器包装・雑がみ」として、資源の日にごみステーションに出してください。「もえるごみ」の赤い袋には入れないでください。

目標その5

カップ麺のふた、惣菜の紙袋等小さな紙類は、大判の紙封筒に入れる等の工夫をし、「紙製容器包装・雑がみ」として、資源の日にごみステーションに出してください。

大切なお願い

ペットボトルをごみステーションに出すときは、ボトルキャップを外してください。キャップがついたままの排出が非常に目立つため、分別がされていない場合は、回収を見合わせることを検討しています。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）